

平成29年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

－ 第1号 －

○会議日時 平成29年9月11日(月) 午前9時30分～午後5時2分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野 晴 夫	副委員長	○	塚 原 良 子
委 員	○	柳 田 柳太郎	委 員	○	高 橋 芳 市
〃	○	野 田 善 一	〃	○	高 山 利 夫
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	山 中 宏 美	教育次長	坪 山 仁
社会福祉課長	手 塚 均	こども福祉課長	落 合 好 枝
高齢福祉課長	小 川 幸 男	健康増進課長	大 島 浩 司
教育総務課長	小谷野 雅 美	学校教育課長	海 老 原 忠
生涯学習文化課長	近 藤 善 昭	文化財課長	山 口 耕 一
スポーツ振興課長	北 條 均		

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局 長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 小谷野晴夫委員長

3. 概要録署名委員 塚原良子副委員長

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

- 現地調査
- ・ 下野薬師寺歴史館
 - ・ 国分寺東小学童保育室
 - ・ 国分寺聖武館改修事業
 - ・ しもつけ風土記の丘資料館

認定第1号 平成28年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

13款2項1目 民生費負担金

- 小谷野委員長：児童福祉費負担金の収入未済額799万9,950円の内訳を伺う。
- こども福祉課長：保育料の未収分が711万1,000円、学童保育利用料の未収分が88万8,950円である。
- 小谷野委員長：これは、同じ世帯の人であるのか。
- こども福祉課長：保育料と学童保育利用料の間では、同じ世帯の方も若干はいるが、別の方が大半である。
- 小谷野委員長：不能欠損額がゼロとなっているが、なんとか頑張って回収していると理解してよいか。
- こども福祉課長：なるべく働きかけ、少しずつでも納めていただけるようにしている。滞納整理については通知等を行っていたが、28年度については個別訪問も実施した。その結果、納め忘れていたということで納入されたこともある。
- 小谷野委員長：不能欠損額がゼロであることは評価したい。今後も徴収に力を入れていっていただきたい。

14款1項7目 教育使用料

- 高橋委員：保健体育使用料のプール使用料には、指定管理となっているふれあい館の分は含まれていないと思うが、国分寺の使用料などであるのか。
- スポーツ振興課長：大松山運動公園のプール使用料で332万9,990円、国分寺B&G海洋センターのプールで23万5,010円、合計で356万5,000円となる。

21款3項1目 貸付金元利収入

- 小谷野委員長：下野市奨学金貸付金回収金225万円の内訳を伺う。

- 教育総務課長：大学生及び専門学校生が12名で216万円、高校生が1名で9万円であった。
- 小谷野委員長：奨学金の回収について、延滞金は今のところ発生していないか。
- 教育総務課長：今のところ滞納している方はいない。

21款4項3目 雑入

- 塚原副委員長：ふれあい館指定管理者納付金について、677万727円の収入であるが、どういった位置づけでこのような収入になったのか。
- 社会福祉課長：ふれあい館の使用料やプールの使用料など、あるいは自主事業で行っている使用料、—これがレストランとかになるが、—そういった使用料収益の、28年度でいえば15%の金額を市に上納いただくというものである。

[歳出]

3款1項1目 社会福祉総務費

- 野田委員：生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業は、生活困窮者自立支援法の成立を受けて平成27年度から始まった事業であり、28年度は2年目となる。附属資料では家計相談支援事業が必須事業となっているが、この事業は当初は任意事業であったが、生活困窮者のうち大半の方は家計管理ができていないということで、平成28年度から始まったかと思う。ほかの自治体の事例を見ると事業報告書というか実績報告書、すなわち相談者がどのような年齢構成であったのかとか、どういう課題があるのかとか、そういう報告書を出している自治体があるやに聞いているが、下野市はどのような状況か。
- 社会福祉課長：平成27年度から自立相談支援事業を行っており、家計簿の相談支援事業ということで、併せて実施しているものである。これについては社会福祉協議会に委託している事業であり、28年度については、相談者の内訳が男性46名、女性37名。年齢と世代については、20代が6人、30代が10人、40代が23人、50代が11人、60歳以上が33人との報告を受けている。やはり高齢者からの相談が多い状況で、併せて、認知症と兼ねての相談が多いという報告を受けている。これらの状況について、現在、市では公表はしていないが、今後検討していきたい。
- 野田委員：後刻でいいので、社会福祉協議会から上がってきた書類、単なる統計数値でも結構なので、提出いただければありがたい。
- 社会福祉課長：社会福祉協議会からの報告を受けて、対応したい。
- 野田委員：報告書をホームページに公表する考えはないか。

- 社会福祉課長：現在のところ、公表を行っていくという考えは持っていない。
- 野田委員：自立支援事業が始まってこととして3年目だが、見えてきた課題や問題点等があれば示していただきたい。
- 社会福祉課長：生活に困っている方については家計簿がなっていないということがあります、かなり関連があると感じている。やはり収入と支出の管理を徹底していかなければ、困窮についてはなかなか回復していかないと考えており、今後も家計簿に重点を置き取り組んでいこうと考えている。
- 野田委員：附属資料では新規相談受付が110件で、延べ914件であったということで、この制度についてかなり周知が図られてきたのかなと思うが、やはり格差や貧困に対応する大きな手立てのうちの一つで、社会的なセーフティネットの一環でもあるので、周知するよう努力していただきたい。

- 高橋委員：年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について、どのくらいまでの年収の方が対象となるのか。
- 社会福祉課長：この事業については、高齢者向けの給付金となっている。1人当たり3万円の給付であり、28年中に65歳以上になる方が対象である。年齢要件での支給対象となる。
- 高橋委員：年収は関係ないか。
- 社会福祉課長：年齢での対象となっている。年収は関係ない。

- 野田委員：子どもの学習支援事業について、開校日数が年間44日しかないということだが、どのようなスケジュールで開催されているのか。
- 社会福祉課長：開校日は基本的に毎週土曜日の午後であった。28年度については、2カ所の会場で延べ88回実施している。27年度は1カ所であったが、28年度は2カ所にふやして実施した。
- 野田委員：学習支援員（講師ボランティア）の報償費44万9,000円が支出されているが、支援員の陣容というか、どのような構成となっているのか。また、人員は足りているのか。
- 社会福祉課長：学生・市民ボランティアが3名、教員免許取得者が13名、合計16名体制となっている。
- 野田委員：16名とのことだが、これは年間スケジュールに照らして充足していると理解してよいか。
- 社会福祉課長：実際は参加した学生の人数などによって講師の態勢も変わってくるのだが、16名がボランティアに登録しているということである。実際、講師の面から、16名で充足していたと感じている。
- 野田委員：教育というものは長い目で見なければならぬと思うが、議員の立場からするとどうしても、成果はどうだというふうな一税金を投入してい

るので—そのような見方をしてしまうのだが、この子どもの学習支援事業を展開することによって成果は出ていると、また成果が出つつあると理解してよいか。

- 社会福祉課長：成果であるが、昨年度は3年生が8名おり、皆さん県立高校に合格したと聞いている。そういった意味から、成果は出ているのかなと感じている。

3款1項2目 障がい者福祉費

○柳田委員：障がい者自立支援事業に7億4,215万6,000円という大金が出ているが、1人当たりどのくらいになるのか。また、その事業というのは何か所くらいあるのか。

- 社会福祉課長：1人当たりというか、障がい者の方が介護給付を受けたり、訓練給付、その他の給付というのだが、そういった給付を行うに当たってのサービス利用に対して市が支給する、給付する事業となっている。介護給付費は居宅介護1,065件、行動援護65件、同行援護35件、短期入所が158件など、そういった内容になっている。また、訓練給付費というのが、グループホームなど、共同生活援助が575件、就労移行支援ということで223件、就労支援のA型やB型といった施設に通って就労している方に対するサービス給付費ということになっている。それらの積み重ねが7億4,000万円程度の金額となっている。単価については国で定められた単価に基づくものである。

○柳田委員：件数が多くて不明なので、あとで資料をいただけたら。

- 社会福祉課長：あとで分かるような形で資料を提供したいと思う。

○柳田委員：福祉タクシー事業だが、タクシー会社に委託して払っているものだと思うが、施設の車と違う、タクシー会社に払っているのか。

- 社会福祉課長：タクシー業を営んでいる会社に支払っている金額である。同時にタクシー券を給付しているので、その値段ということになっている。

○柳田委員：運行はタクシー会社でやって、市ではだいたいの把握しかしていないのか。

- 社会福祉課長：市と契約している業者は19事業所ということである。

3款1項3目 高齢者福祉費

○高橋委員：安否確認システム貸与事業について、ひとり暮らしの身体障がい者は年齢が65歳以下でも対象となるのか。

- 高齢福祉課長：身体障がい者の方については、身体障がい者手帳1級または2級に該当する方の実情を考慮して、年齢に関係なく対応している。

- 高橋委員：障がい者手帳を持っていなかったひとり暮らしの方が、亡くなって1か月も確認が取れなかったことが実際にあった。60歳くらいの方で、多分持病があったようで、細かいことはわからないのだが、1か月近く確認されなかったということがあったので、持病があり医者に通っている60歳前後の方にも対応していかないと。今後もこのようなケースが出てくることもあると思うが、どのように考えるか。
- 高齡福祉課長：この事業は、貸与するにあたり、本人申請、あるいは親戚縁者の方等からの勧めなどにより対応している。委員の挙げた事例ではこの事業から抜けている可能性はある。
- 高橋委員：警察の話では、こういう事例があるとのことなので、このようなひとり暮らしの方が多いということも踏まえていただきたい。
- 高齡福祉課長：地域の民生委員からそういった情報が得られれば、こちらから声をかけるということも可能かと思う。民生委員の定例会の中でこういった事例を挙げて、もし、担当地区にいらっしゃるようであれば、ぜひ情報提供をということで話をしていきたい。
- 野田委員：シルバー人材センター移転事業について、下水道庁舎に事務所を移転したということで、空調設備設置工事174万9,600円、門扉設置工事101万5,200円が計上されているが、この事業実績について説明願う。
- 高齡福祉課長：以前、下水道課が使用していた場所にシルバー人材センターが移転したが、空調設備が古く機能を果たせないということで、室外機を1台、室内機を3台新設したと記憶している。門扉設置工事はセキュリティーの確保のため設置したものである。
- 野田委員：元の下水道庁舎の関係の空調を全てリニューアルしたということか。また門扉は既にあったと思うが、セキュリティーの問題でという部分も腑に落ちないところである。ただ門扉を設置しただけでなく、電子的なセキュリティーを新たに設けたということか。
- 高齡福祉課長：空調については、全体ではなくシルバー人材センターが使う事務室、作業室部分のみの更新である。
- 健康福祉部長：水道庁舎が無人になり水道庁舎へ不特定多数の人間が入ってはまずいということがあり、水道庁舎と下水道庁舎を分けるために、中に門扉を作ったということである。
- 野田委員：ねたきり老人等介護手当支給額の計算式を説明願う。
- 高齡福祉課長：月額3,000円で、人数については延べ人数である。1人につき、年間で12回である。
- 野田委員：3,000円×12ヶ月×人数のような式のほうがよりわかりやすいと

思う。

○野田委員：遺族会育成事業について、私もここ2～3年遺族会の慰霊祭に出席しているが、出席者の話によると年々高齢化により参加者が減少しているとのことである。毎年3カ所で行われているが、1カ所で合同慰霊祭とし、場所は持ち回りという形にする時期ではないかと思うが考えを伺う。

●高齢福祉課長：戦没者の慰霊祭については3地区の忠魂碑の前で実施している現状がある。市の遺族会に委託しているので、遺族会の意向を確認し、話し合いながら進めていきたい。

○高山委員：見守りネットワーク事業の実績を伺う。現在いくつの団体がネットワークを組んでいるのか。

●高齢福祉課長：市内の事業所等と契約を結んで見守りをお願いしているが、平成23年2月から始まった事業である。協定の相手方は、東京電力や新聞販売店、銀行、商工会、ヤクルト、農協、郵便局等があり、17業種となる。例えば新聞販売店は配下に何店舗もあるが、今の数え方では販売の連合会中部支部と一括で協定を結んでいる状況である。郵便局についても、市内には6カ所あるのでひとくくりで、日本郵便株式会社と協定を結んでいる。足利小山信用金庫は2店舗あるので2店舗まとめて、足利銀行についても3店舗、栃木銀行についてもそういったことで、17ということである。資料を見ていただいた方が分かりやすいので、後で配付させていただく。

○塚原副委員長：見守りネットワーク事業の業種を挙げてもらったが、年に何回か、この業種から報告するなど、目に見えたものはないのか。依頼してこのようにお願いするということだけなのか、1年に1度は集まって報告があるなど、相互の理解があるのか伺う。

●高齢福祉課長：協定した業者にはステッカーを配付しているが、全体の事業者の方が集まったの意見交換等に行っていない。

○塚原副委員長：形だけ作っていると捉えられかねない。お願いしているだけでは身がない。ステッカーを貼っているだけにはならないよう、事業者も市の意向を組んで受けてくれているので、受ける体制がないならやらなくてもいいと思う。事業者はどう考えているのか、どういう状況が市内にあるのか、把握してもらいたい。集まれる事業者だけでも、1回ぐらいは機会をつくってもらいたい。

●高齢福祉課長：年に1度ぐらいは集めて情報収集をという話であるが、次年度に向けて考慮させていただきたい。

○塚原副委員長：部長も課長も今年度からであるので、きついことも話したが、

それくらいの気持ちで、どのような結果であっても、冠をつけただけではいけないと思うので、大変だとは思いますが頑張ってください。

○野田委員：1億3,752万3,000円が繰り越しされており、本会議で説明を受けたが、再度子細にわたる説明を伺う。

●高齢福祉課長：社会福祉施設整備補助事業の繰越明許については、前年度からの繰越額が3,000万円であったが、これは株式会社フレンドで設置した小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備費補助金で、1つの施設当たりの基準額が3,000万円となっている。の540万円については、株式会社フレンドの小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備費の補助金で、基準額が1床当たり60万円、9床なので540万円となる。繰越については、社会福祉法人敬和会まほろばの里の特別養護老人ホームである。

●健康福祉部長：繰越明許費1億3,752万3,000円の明細は、ただいま課長が話したとおり、敬和会に1億1,600万円で、地域密着型特養施設整備費29床分である。それから、市単独補助である広域型特養ホームへの施設整備補助金が2,000万円で、栃の木会への補助金である。特養いしばし、特養いしばし苑、グループホームいしばし、特養にらがわの郷の4施設に、152万3,000円を防犯対策事業の補助金として出すものである

○塚原委員：大人の福祉に対して総括的に伺う。地域福祉計画策定事業及び高齢者保健福祉計画策定事業について、平成29年3月に策定されたが、福祉に対する総括的な地域と保健福祉に特化した策定事業で、両者相互に事業がなされていくものと思うが、地域福祉計画で評価が全てB及びCになっている。BからAへはかなり難しいと思うが、今後このC評価をどのように引き上げて行くのか伺う。

●社会福祉課長：委員のおっしゃるとおりBからAはかなり難しいが、CからBは、取り組み方の姿勢について工夫を凝らせば変えられる部分もあるので、再検討しながら少しでも上位の評価にするよう関係機関と連携しながら行いたい。

○塚原委員：関係部署との連携は難しいが、社会福祉課だけでは難しいと思うことがあるので、社会福祉協議会と力を合わせて活動計画の評価が上がるよう頑張ってください。

3款1項4目 障がい児施設費

○高橋委員：こども通園センターけやき運営事業であるが、先日、教育福祉常任委員会と障がい者団体との懇談会の中で、「けやき」は狭く運動ができないという要望があった。父兄からそのような話を聞いているとすれば、今後ど

のように考えているか。運動場がないという話が出たので。

- 社会福祉課長：父兄からの「けやき」に関する指摘については、直接話を伺ってはいないが、図書館の1階ということで、スペース的には確かに狭いと感じている。定員についても10名ということで、市内の通園施設の中では小さい方であると感じている。保護者の意見を確認しながら対応させていただきたい。しかし、ハード的な部分については市全体の考えとなってくる。
- 高橋委員：今後また、障がい児が増えた場合には場所を変える必要があるのではないかと思うので、その点も将来的に考えていただきたい。学校が廃校になるので、そこで下野市として障がい児施設を運営してもらえればという考えを持っているが、その点はどう思うか。
- 健康福祉部長：「けやき」ができたのは、下野市にそういう施設がなかったので急遽お願いしてつくったといういきさつがある。伊澤整形の跡地に「みのりの杜」という同様の施設ができ、また上三川のJ Tのところに新しい施設ができる予定であり、施設もふえてきているため、そのあたりを鑑みて、通園センター以外にも障がい者施設は地域活動支援センターなどいろいろあるので、将来的に検討していかなければならないと思っている。
- 小谷野委員長：決算審査と少しずれてしまったが、懇談会を実施した重要な案件だったため審議を続けさせていただいた。

3款1項5目 ふれあい館費

- 塚原副委員長：ふれあい館は3年間の紆余曲折があったが、冬の間プールを休んで経費の節減を図り、指定管理制度も導入した。28年度からもとどおりになったが、この3年間を振り返って大枠で話を聞きたい。決算書では委託料7,800万円、附属資料では委託料6,900万であるが、1,000万の違いをどのように理解すればよいのか。
- 社会福祉課長：27年度に指定管理となり今年で3年目となるが、その状況をお話しすると、利用者数は、お風呂、温水プール、レストラン等の施設全体では、指定管理前の26年は81,134人、昨年度は97,417人と約16,000人ふえている状況である。使用料についても、1,300万円ほどふえている。指定管理したことにより市からの持ち出し金、歳出額は、指定管理前が約1億1,600万円であったが、28年度は7,400万円で済んだ状況である。このほかに大規模改修工事があり、これについては除外しているが、通常の維持管理費が7,400万円ほどであり、4,000万円ほどの財政縮減ができたということで、指定管理の恩恵であると考えている。指定管理の委託料であるが、6,792万円で道の駅と契約している。決算額として7,800万円の金額となっているが、この違いについては、28年度は施設の点検業務を行っており、それが約1,000万円かかっている。その額が入ってくるため、誤差が生じているということである。

- 塚原副委員長：1,000万円の点検業務というのは委託として指定管理に入れているということか。
- 社会福祉課長：施設全体の調査業務委託ということで、今後何十年かけて改修業務を計画的にやっていくわけであるが、その業務委託ということである。
- 塚原副委員長：道の駅については、ほかに委託し、専門的に点検してもらうということで解釈していいのか。道の駅がやるわけではないのか。道の駅がやるとしても、どこかの業者が施設を点検するのか。それはサービス業務の点検か。
- 社会福祉課長：サービス業務ではなく建物の調査であるので、市からの持ち出しということになる。
- 塚原副委員長：6,700万円の委託料について、経営状況報告書を、道の駅ではふれあい館について、文言で何をしたということでの報告になっているが、例えば、グリムの館では、何千万円かの委託料について事業明細を書いて、かかった金額を挙げて、人件費やイベントをしたという収支報告が出ている。6,700万円はどういう事業をして、それが適切かということを見極めることも議会として必要だと思うので、今後はグリムのようにそういったものも附属で付けてもらえたら、適正に行われている指定管理であるということを受けたいと思うがいかがか。要求は、法律上は認められないのか。
- 社会福祉課長：道の駅からも決算書という形で、箇条書きで金額が出されている。詳しく転記しなかったということもあるので、今後はわかりやすく対応したい。
- 塚原副委員長：新たに指定管理をしたのだから、その辺を明確にしていただければ、こちらも判断のしようがある。私はふれあい館のいくつかの事業に参加したが、プールの管理について目に余るところがあるので、いくつかここで申し上げたい。まずは、2年前に継続費で雨漏りを修理するということがあったが、まだロッカールームは雨漏りをしている状態である。それから、今年の夏は利用者がとても多く、ロッカールームがムンムンしていて、人いきれで気持ちが悪くなるほどであったので、空調の点検をしていただきたいと思う。また、洗面台のところに長い髪の毛が何十本と落ちていたり、ロッカールームからプールに入ろうとすると水たまりがあったりと、とても不衛生である。この辺は誰の責任であるのか、管理体制をきちんとしたほうがよろしいと思う。最後に、待ち合いのエントランスの椅子は布張りであるが、汚れがついてしまっているので、予算をつけてレザーで清潔なものに取りかえたほうが良いと思う。指定管理になって人数も増えて、黒字経営になりつつあるので、これから目を配っていただけたらと思う。
- 社会福祉課長：ただ今のご指摘について、先ほど、施設の改修の調査ということで申し上げたが、その中でロッカールームや水たまりなども、懸案として挙がっている。この辺は計画的に改善、改修していきたい。優先順位をつ

けて、予算の範囲でという形にはなるが、対応していきたいと思う。また、管理については、ふれあい館の館長が見回って点検をしているが、いろいろな問題があれば社会福祉課へ連絡が来ることになっている。その中でも行き届かない部分が多々あると今感じたので、もう少し徹底して速やかな対応ができるよう、今後とも努力していきたいと考えている。

- 塚原副委員長：キャンプ場もできて、都会から人も来るということもある。せっかく、とても素敵なプールであるので、もう少し予算をかけても構わないと思う。全体的にきれいにしていただけたら、遠方から来た方も下野市の施設はきれいだと思うかもしれないので、よろしくお願ひしたい。

3款2項1目 児童福祉総務費

- 高橋委員：病児・病後児保育事業について、ほかの保育園と比べて、わかば保育園が特に多い理由を伺う。また、病児保育において、宇都宮市は0件であるのに61,974円を支出しているのはなぜか。また、ここに載っていないほかの保育園や幼稚園ではどのような対応をしているのか、状況を伺う。
- こども福祉課長：体調不良児については延べ件数になるため、例えば1人が3日間続く場合もあるし、ほかのお子さんに感染して広がるということもあり、そういったことで多かったと思っている。また、病児保育について、28年度は利用するお子さんはいなかったため0件であったが、宇都宮市が行っている事業に対して、構成市町が全部で13市町であり、それぞれ人口割と均等割により算出される負担金があるが、下野市の負担分として61,974円を支払ったということである。
- 高橋委員：これは委託されているところに支払っている金額であるが、ここに載っていない、市から支払っていない保育園や幼稚園ではどのような対応をしているのか。
- こども福祉課長：体調不良児の病児保育については、あくまでも在園しているお子さんに限るが、看護師等がいる園ということで、あおば保育園、わかば保育園、第二薬師寺幼稚園に委託している形である。それ以外については委託をしていないので、市からお支払いをするということはない。
- 高橋委員：あくまでも委託されていない園については、自分のところで無料でみていると理解してよろしいか。
- こども福祉課長：公立でもそうであるが、具合が悪くなった場合に保護者が迎えに来るまでは園のほうでお預かりしている。看護師を置くなどの体制がとれていない民間園には委託できないが、そういう体制がとれているところについては、体調不良児対応の病児保育をお願いしている状況である。
- 高橋委員：では、看護師とか資格がある者がいる保育園でないと委託しないということではよろしいか。

●こども福祉課長：そのとおりである。

○野田委員：ただいまの高橋委員の質問であるが、わかば保育園については病後児対応が211件で511万5,000円、体調不良児対応が219件で431万円、合計すると950万円になって、ほかの園と比べると確かに突出している。このような場合、普通は会社であったら会計監査や業務監査の対象になるが、そのような措置は講じたのか。

●こども福祉課長：こちらの金額については、利用者件数によって金額が決まっている。実際に利用者名簿がこども福祉課に提出されるので、それに基づき計算し、該当する金額をお支払いしているということである。

○野田委員：要するに、委託している園からの請求件数、金額どおりに支払ったということであるが、一信憑性という相手方があることであり語弊があるが、そういうことも必要であると思う。例えば県では、病院の監査などが年に1回程度あるわけであり、それと同じように、突出しているとか、合点がいかないとか、疑問点があれば内容を精査するというプロセスが必要だと思う。私は、この件に関して、そのようなスタンスを取る必要があるのではないかと思うが、この点について伺う。

●こども福祉課長：民間園について、公立もそうであるが、毎年ではないが監査等を行っている。毎月の体調不良児の提出資料については、実際にお子さんの名前や利用日など細かく書かれており、それを信頼して集計してお支払いしている状況である。

○野田委員：私も性善説に立つべきだとは思いますが、時として思いがけないことも起こるわけである。委員長。このような問題があったので、この点に関して回答をいただきたいということで、委員会で、ぶつけてもよろしいのではないかと思うが、いかがか。

— 暫時休憩 —

●高齢福祉課長：高山委員からの高齢者見守りネットワーク事業所はどこかという質問については、配付した一覧表で確認いただければと思う。

●こども福祉課長：病児・病後児保育事業について、説明する。先ほど体調不良児について、わかば保育園が219件で431万円、また、件数が違うのに第二薬師寺幼稚園でも113件で431万円となっているとの指摘があったが、子ども子育て支援交付金の交付要綱の中で金額が決まっている。先ほど人数ということで申し上げたが、訂正させていただきたい。体調不良児については、1カ所当たり431万円という金額になっている。また、病後児保育については、

交付金の基準が基本分として1カ所当たりの年額が200万6,000円に決まっている。それに加算分ということで年間延べ利用児童数に応じ、50人未満では40万1,000円、50人以上200人未満で220万7,000円、200人以上400人未満で310万9,000円というように、最高2,000人以上までの加算表があり、それにより3カ所の金額が違ってくる。また、過去3年分の病後児の利用者集計であるが、キッズプラネットが28年度は168件となっているが、26年度は157件、27年度は147件であった。わかば保育園については、26年度は108件、27年度は173件、28年度は211件。むつみ愛泉こども園については、26年度は47件、27年度は59件、28年度は97件であった。体調不良児対応型であるが、あおば保育園については、26年度は173件、27年度は184件、28年度は264件。わかば保育園については、26年度は165件、27年度は161件、28年度は219件。第二薬師寺幼稚園については、28年度からの契約となっている。また、医師の診断書についてであるが、病後児保育をお願いするときには、診療情報提供書ということで医師からいただいた書類をつけるということになっている。しかしながら、市では提供書までは確認していないので、今後何らかの方法で、抜き打ちに行って確認するなど、そういうことを検討させていただきたいと思う。

○小谷野委員長：過去3年の数字については、資料の配付をお願いしたい。

●健康福祉部長：今後、書類の審査等、担当のほうで研究していきたい。

3款2項3目 母子福祉費

○野田委員：母子家庭等対策総合支援事業は、決算額84万6,000円となっているが、予算額が650万円ということで不用額が565万4,000円であった。水辺まで連れてくることができても水を飲ませることができないように、このような支援事業があってもなかなかこれを利用して自立に至る、職業の選択の幅を大きくするという事はなかなか難しいとは思いますが、この事業を最大限活用するため必要なもの、欠けているものがあるのかどうか伺いたい。

●こども福祉課長：本事業はひとり親家庭の自立促進を図るための給付金を支給するというものであり、各種給付金がある。その中で、実際に利用されている方は28年度で1人だけで、2年間の給付が終わるということであった。その前には何人かいたが、2年間の方が何人か終わり、その後新しく利用する方がいなかったということである。相談はあったがやはり途中で断念するようなこともあったと聞いている。こういうものについては、もう少し周知を図るということも必要だと思うし、金額についても27年度よりは28年度のほうが受講費用の限度額も拡大したということもあるので、できるだけ利用していただき就労に繋げていただきたいと考えている。

○野田委員：ここからの補助金が出ているとのことで、個人負担の割合とか、

金額とかは制約があるのか。それとも各自治体によって裁量の余地があるのか伺う。

- こども福祉課長：例えば、自立支援教育訓練給付金は、講座を受講するときの受講費用の60%を限度額として、最高20万円までの範囲内で支給するというになっている。個人負担をしたうえでその金額の60%までが支給されるという具合で決められている。
- 野田委員：そうすると自治体の裁量権はないということか。個人負担を軽減するという方策を講じることはできないということか。
- こども福祉課長：市としては、このほかに補助ということは考えていない。

3款2項4目 保育園費

- 塚原副委員長：保育士確保事業について、どういった状況で学生に補助していたのか伺う。卒業して就職した例があるのか。
- こども福祉課長：28年度では6名の方に、自宅通学者ということで月額3万円の1年分をそれぞれ支払った。29年3月に卒業した方が3名おり、市内の民間保育園に勤めている。
- 塚原副委員長：その方たちが今後とも少しでも長く勤めて、園の仕事が身につくように、市がなんらかのアプローチをすべきだと思う。1年間いたら次の所に異動しようか、なんていうことがないように、一その保育園が教えて、育てて、1年でいなくなってしまうなんてことがないように、一気持ち的には園と市がひとつになってその子が定着するように何らかのサポートをお願いしたい。それでこそこの政策が生きるのではないかと思うので、よろしくをお願いしたい。

3款2項5目 児童館費

- 野田委員：児童館事業について、児童厚生員報酬として南河内児童館2人に378万円支出しているが、児童館の指導員と性格を異にしているのか。
- こども福祉課長：南河内児童館には以前から児童厚生員という形で2人置いていた。これについては月額報酬で支払っている。実際は児童館のほかの指導員と同じ職務を行っていただいている。
- 野田委員：ほかの指導員と同じような業務内容でありながら、この2人に関しては年間報酬190万円弱とかなり高い。これについて合理的な理由があるのかどうか伺う。
- こども福祉課長：児童厚生員の月額報酬については、勤務時間が6時間だったかと思うが、働いていただける時間が、今、保育士不足や支援員不足ということから、もう少し長く働いていただくということを考え、29年度予算では児童厚生員の報酬をなくし、ほかの方と同じように臨時職員の賃金とした。

- 野田委員：28年度までは児童厚生員の名目で支払い、29年度からなくなったということだが、何年間児童厚生員という位置づけで支払っていたのか。
- こども福祉課長：合併前の南河内町時代から児童厚生員を置いていた。その当時の月額単価がわからないので、調べてから回答する。
- 野田委員：承知した。おそらく、金額に多少の変動があったかもしれないが、合併以前の事例を踏襲してこのような制度が温存されていたと思う。もう少し細かく配慮いただければよかったかなと思っている。

3款2項6目 放課後児童健全育成費

- 野田委員：国分寺東小学童保育室整備事業については、午前中に現地を調査したが、6,560万円が投入され、建物と比較するとかなり高いのではないかと思うのだが、入札方法について伺う。
- こども福祉課長：建築工事や機械設備工事というふうに、工事が三つに分かれている。入札の方法は、一般競争入札である。
- 野田委員：一括ではなく三つに分けた入札方法だったということによろしいか。それで、応札した業者というのは複数いたのか。
- こども福祉課長：5社くらいだったかと思う。辞退もあったため、3社となった。
- 野田委員：予定価格というか、課内ではどのくらいかかるかという試算はされたのか。
- こども福祉課長：予定価格については、試算している。
- 野田委員：予定価格と入札価格の乖離はどの程度だったか。
- こども福祉課長：金額的には、予定価格と契約額は50万8,000円の差額であった。
- 野田委員：一応、一般競争入札。文字面だけを見ると競争原理が働いているなどと思われるが、実際のところ果たして競争原理が十全に機能しているかという点、必ずしもそうとは言えないのではないかと思う。そうになると、必要以上に税金を投入することになるので、下野市、建築の専門家というのがないやに聞いているが、職員の方の研修、研鑽を積んでいただき、競争原理が働く制度という点。大体、業者には阿吽の呼吸で大体このくらいかなとは分かると思うが、その辺のことを含めて競争原理が働くような形で、税金を無駄遣いしないようなシステムづくりを目指していただきたいと思っている。
- 健康福祉部長：事業課以外の部署で工事等を発注する場合、契約検査課で専門員が内容を精査しているので、その辺のところは間違いなく実施していると思う。今後とも、事業課以外では建築など難しい点があるが、契約検査課に工事の発注並びに管理等についてお願いしていきたいと思う。

3款3項2目 生活保護扶助費

○柳田委員：知り合いから、生活保護をもらって優雅な生活をしている人がいるから、役所にはもう少し管理していただきたいという話がある。その点について伺う。

●社会福祉課長：基本的に、生活保護の制約等があり、それは徹底して守ってくださいということで指導している。1人当たり約80人の担当を持っているが、段階別に毎月訪問、2か月に1回、3か月に1回とか、そういった形で訪問している。そこで収入の変動や生活状況を確認しながら、こういった場合には需給が減る旨の指導も含めてやっているのだから、優雅に生活されているかどうかというのは、行ってそのような感じがすれば指導するというように対応しているのだから、今後も引き続き指導徹底を図っていきたくて考えている。

○柳田委員：1か月に1回から3か月に1回なのか。

●社会福祉課長：状況に応じ毎月訪問している世帯、ある程度職に就いているような方については3か月や半年に1回とか、そういった基準があり、そのような形で対応している。ただし、どうしても訪問しても会えないとか、電話してもつながらないとか、そういった世帯、要保護者もいるのだから、そういった方については確かに行き会えないということもあるとは思いますが、今後そのような形がふえないよう対応しているところである。

○柳田委員：70歳前だと職安に行くように指導していると思うが、当市ではどうなのか。

●社会福祉課長：働ける間は働いていただくということが基本なので、場合によってはそういった紹介もしていることがあると思う。

○柳田委員：一生懸命業務を行っていただきたいと思うが、もっと苦しい人がいっぱいいるという話も聞いているのだから、働ける人に働いてもらう、という指導をして、また、他人名義の自動車に乗っているという人は、良く調べていただきたいと思う。

●社会福祉課長：指摘のように誤解のないような形で今後とも指導の徹底を図っていきたくて。

○柳田委員：民生委員は生活保護者を把握していると思うが、その辺はどうか。

●社会福祉課長：民生委員は担当エリアの保護者についての把握はされていると思う。

4款1項2目 予防費

○塚原副委員長：健康増進事業の健康マイレージについて、これまでの実績について問題点や今後改善すべき点、今後この事業が尻すぼみにならないようにどのようにしていくのかを伺う。

- 健康増進課長：28年度実績について、マイレージの該当者が86名であった。人数については27年度より減っている。減少の理由は、健康マイレージに該当する内容が、28年度は自分の健康管理について、1か月間の自分の血圧や運動などの項目をふやした関係で、それを実施するのがなかなか難しいということで、達成者が減っている状況であった。しかしながら、健康増進課としてはそういった健康習慣をつけていただくことを一つの目標としているので、今年度も前年度の実績を見ながら、内部でも調整して、29年度は期間を少し短くして達成しやすいように工夫を加えている。市民の方からいろいろな意見もあるので、今後も改良を加え、できるだけ市民の方が達成しやすいようなことも入れながら、やはり、健康づくりの習慣を皆さんにつけていただきたいという目的もあるので、そういったことも加味しながらマイレージの内容について検討しながら進めていきたいと思っている。
- 塚原副委員長：今後ともよろしく願います。本人への意識づけはとても大変なことだと思うが、せつかく始まった事業であり、国民健康保険税の削減につながると思うので。例えば、小山では用紙などが一括して載っている。対象事業もわかりやすく一覧表にあるが、健康でないものも入っているので、少しどうかなということもある。こういった、分かりやすい、参加しやすい資料を市も一生懸命に考えてつくっていただいているのだが、細かいと感じる部分もある。いろいろな事業時の最初と最後に保健師に声掛けをしてアピールしていただき、手間暇も省け、取り組みしやすい方法もぜひ検討いただければと思う。
- 健康増進課長：ご指摘のとおり、配付方法や回収方法、事業内容についても毎年見直しをしているので、市民の方が参加しやすいことを念頭に置きながら今後も事業内容について検討していきたい。

10款 1項 2目 教育振興費

- 高橋委員：学校教育運営事業の中の、中学校部活動補助金等について、中学校が4校あるが、どのような配分であるのか。また、教育環境管理事業で、「下野市通学路安全推進会議を開催し、学校からの要望に基づく整備を推進した」とあるが、どのような整備をしたのか。また、建設課とどのような打ち合わせをしてやってきたのか。
- 学校教育課長：まず、部活動補助金については、4校の部活動に加入している生徒に対し、一人当たり2,000円に部活動加入生徒数をかけた金額を各中学校に支給している。
- 教育総務課長：通学路安全推進会議については、整備にかかる支出は教育総務課ではないが、内容については、小中学校における通学路の安全確保を図るために、危険個所の把握、危険個所に対する対策を行うということで、ま

ずは各学校から通学路整備の要望等を出していただき、ヒアリング等を行い、この推進会議において合同の点検、対策の検討を行い、整備の推進をしている。この推進会議のメンバーは、実際の道路管理者である宇都宮国道事務所、栃木土木事務所、また、信号や横断歩道の設置については下野警察署、そして市建設課等である。昨年度については、学校から41件要望が出てきた。住居の移転等を伴う案件もあり、なかなか全部が解決できるわけではないが、会議の中で危険個所を共通して認識し、対策を取っているところである。

○高橋委員：通学路については私も何度も一般質問しているが、子どもたちの安全な通学のためには一番大切である。車道のところにラインを引いて、通学させてもらいたいというようなところが何カ所もあるので、そういうところについても建設課と相談して、大至急お願いしたいと思う。

●教育総務課長：委員がおっしゃるように、グリーンベルトというラインの要望についてはかなり出されている。市道については建設課の対応ということになる。すべてすぐにといいわけにはいかないが、危険個所の状況を把握し、優先的にやるようにしている。そのほかに、押しボタンの信号や横断歩道の要望もでてくるが、これについては警察との協議になってくるので、なかなかすぐには対応できない部分であるが、毎年要望等を警察に出しているところである。

○高橋委員：ぜひお願いしたい。

○高山委員：教育環境管理事業の中の、理科薬品処理手数料について、学校監査のときに十分な管理ができていないか監査をするわけであるが、古い薬品は今回である程度は処分できたのか。それとも新たに入れ替えをするのか。

●教育総務課長：理科薬品等の廃棄については、ホルマリン漬けの標本であるとか、そのほか実験で使った塩酸やマグネシウムなどを一括して市で処分しているところである。これについては、各学校にどのくらいの量があるのかを調査しながら、市で廃棄処分をしている。

○高山委員：了解した。

10款 1項 3目 教育研究所費

○高橋委員：小中一貫教育推進事業で、小中一貫教育推進協議会に報償費を支払っているが、会長が1万8,000円、委員が3,000円であり、1万5,000円の差について何う。

●学校教育課長：委員の規定がある、大学の教授等を迎えるため1万8,000円ということで予算立てしている。その他、PTAの役員の方は3,000円ということである。

○高橋委員：同じ回数出ても学歴とかの違いで単価が違うということか。あま

りにも違いすぎるので。

- 学校教育課長：報償費については、予算時に市の基準にのっとり出しているものである。
- 教育総務課長：このほか、教育総務課でも学校適正配置推進協議会の報償について、大学の先生への報償は1万8,000円、その他の委員は3,000円である。大学教授は専門的な知識を有する方ということでお願いしている部分があるため、会議等でその知識等を生かしたご意見、ご指導をいただくということを出している。

10款 1項 3目 教育研究所費

- 野田委員：特別支援教育推進事業について、ひとつ腑に落ちない、理解できないのが、就学支援委員会委員が14名いながら、結果的に報酬が2万円、1名で3日間対応したということである。就学支援委員会の調査員は何名いるかわからないが、500円掛ける26日を要したとのことであるが、この目的及び概要について伺う。
- 学校教育課長：就学支援委員会を年に3回開いている。内容については、各学校の特別支援・配慮を必要とする児童生徒について、次の年度の進級・進学の際に通常の学級への進級・進学が適しているか、それとも特別支援学級あるいは特別支援学校への進学が適しているかを判断する委員会である。昨年度については、約70名の児童生徒について委員会で審議しており、判断結果を保護者等へ伝え、合意形成を行い、次の年の就学を決定していく形になる。

10款 2項 1目 学校管理費

- 高山委員：学校食育推進事業だが、学校食育研究委員会16名とアレルギー対応委員会11名の構成メンバーを伺う。また、各小中学校においてのアレルギー症状の児童生徒の把握をしているか、幼稚園、保育園等でも、市や担当では把握しているのか。
- 学校教育課長：学校食育研究委員会16名は、自校給食学校の給食主任と栄養士で10名、給食センターの栄養士1名、市の養護教諭部会の会長1名、農政課の職員1名、健康増進課栄養士1名、教育総務課職員1名、学校教育課職員1名の構成である。アレルギー対応委員会は、食物アレルギーの専門医1名をお願いし、その他校長会の代表者、養護教諭の代表者、栄養主任の代表者、給食主任の代表者、消防組合からの代表者、保護者の代表者、給食センター長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、の合計11名である。アレルギー対応については、平成28年度においてアレルギーを持っていると報告があった児童生徒は74名、給食で実際に対応している児童生徒は68名である。

そのうちエピペン等を所持している児童生徒は15名である。

○高山委員：アレルギーと言ってもいろいろあると思うが、そばとか牛乳、卵、
どういったものか。

●学校教育課長：この対応については、食物アレルギーの対応でさまざまである。委員が言われるとおり、そばであるとか、かなりの数になる。基本的には給食で提供される食材を中心に、生活上の食物アレルギーを持っている児童生徒に関しても、全て把握している状況である。

●こども福祉課長：食物アレルギーについては、保育園でも給食を提供する関係から、それに対応する給食の提供ということで数を調べた。公立保育園のほか、民間保育園も確認したところ、28年度末頃の合計で、117名の食物アレルギーのお子さんという集計がされている。細かい内容については、学校教育課長が話したように、小麦や牛乳、卵が多いようである。

10款 3項 1目 学校管理費

○高橋委員：中学校コンピューター管理事業で、先ほどの小学校も同じであるが、リースで借りて、小学校では8,000万円、何年間の契約で借り上げているのか。1年ごとに8,000万円なのか。

●教育総務課長：小学校及び中学校の管理事業におけるリースは5年契約である。この額は単年ごとの支払額である。

○高橋委員：1年間に8,000万円からのものなのか。

●教育総務課長：そうである。

○高橋委員：随分高い、購入した方がいいようである。

10款 5項 2目 文化振興費

○柳田委員：文化振興事業 503万2,803円の内訳を伺う。

●生涯学習文化課長：学校芸術文化鑑賞会、これは小学校2地区で5校、中学校4校で実施している。それから、主なものとして、市民芸術文化祭実行委員会の補助金、下野市文化協会の補助金である。また、市内小中学校の芸術鑑賞会8校分を委託料として支出している。

○柳田委員：文化振興費で、市の文化協会に支払っている金額はいくらか。

●生涯学習文化課長：市文化協会の補助金は65万円である。

10款 5項 3目 文化財保護費

○柳田委員：史跡保存整備事業 4,124万233円の内訳を伺う。

●文化財課長：下野薬師寺保存事業、下野薬師寺跡整備事業については、一再建の塔地区と言い、安国寺の東側、県道の東側になるが、一こちらの整備工事をさせていただき、1,074万6,000円となっている。さらに、下野国分

寺跡保存事業、下野国分寺整備事業、下野国分尼寺について、一尼寺の用地、公有化の買い上げで、1,854万1,802円。こちらが土地の購入費、不動産鑑定、移転補償等になっている。

- 野田委員：下野国分尼寺跡整備事業の中に、移転補償ということで256万4,417円とある。聖武館の北側の山林を購入したかと思うが、なぜ移転補償費が計上されているのか。
- 文化財課長：ご指摘のとおり、公有化したのは聖武館北側の林のさらに東側の田んぼのところで、農水用のポンプの移転補償になる。ポンプが史跡地内に入っており、そちらが使えないということで、新たに水田用のポンプの移転をしていただいた補償費ということである。

10款 5項 5目 公民館費

- 塚原副委員長：これまでは市のいろいろな講演会やイベントを行ってきたが、新庁舎ができてからは、こちらでいろいろなイベントや講演会をしているということがあり、大分利用率、稼働率が減ったと思うが、減った度合いを伺う。また、国分寺公民館が29年度から幹事館となったが、幹事館として今後どのように運営をしていくのか。
- 生涯学習課長：国分寺公民館の利用件数については、新庁舎ができる前の平成27年度が3,756件、28年度が2,609件ということで減っている。また、利用人数についても、平成27年度が79,632人、28年度が49,919人と減っている。これは、先ほど委員がご指摘のように、いままで会議等で行政側が使用する機会があったが、新庁舎に移ったため利用件数・利用人数ともに減っている状況である。国分寺公民館が4つの公民館の幹事館となっているので、地域の拠点として、自主サークルも含め、講座等の充実を図っていきたいと考えている。
- 塚原副委員長：公民館の利用件数について、団体でも1件になるのか。
- 生涯学習文化課長：団体、個人に関わらず1件とカウントしている。
- 塚原副委員長：各地域にいろいろな公民館や拠点となる建物があるので、国分寺公民館はこのまま地域の講座等でまとまっていってしまうのかなとは思っている。これ以上ふえることもあまりないとは思いますが、庁舎の中でいろいろなイベントをすれば、利便性もあって職員も便利だとは思いますが、一南河内公民館は修繕中であるが、リニューアルすれば使いやすくなると思う。また、国分寺は椅子も緞帳も新しくなり、これから音響施設も取りかえていくといことになれば、庁舎とも近いので、幹事館として利用していただきたい。
- 生涯学習文化課長：委員からご指摘があったように、すべての公民館が施設面でも大変老朽化しているので、これから修繕計画等を立てて、市民の皆様や公

民館の利用者が少しでも使いやすい施設になるよう改修を加えながら、講座等についても利用者のニーズをしっかりと把握して、使いやすい公民館を目指していきたいと思っている。

10款6項2目 体育施設費

- 柳田委員：大松山運動公園拡張整備事業 3億973万5,877円については、今やっている工事も入っているのか。それとも今やっている工事は別であるのか。
- スポーツ振興課長：28年度は用地取得、1次造成工事、既存施設の撤去及び樹木伐採工事等を実施して、決算額の数字となっている。現在は29年度事業ということで、2次造成工事を実施している。
- 柳田委員：今造成工事をやっているが、見たところによると、コンクリート殻とかアスファルト殻とかが大量に出てきているようである。これは追加工事であるのか、それとも込みであるのか。
- スポーツ振興課長：委員ご指摘のように、現状の2次造成工事で掘り返している中で、過去に投棄された廃棄物が出てきている。それらは撤去・処分ということになり費用がかかるので、変更が必要になっている。
- 柳田委員：28年度に木材の伐採・抜根もあったと思うが、そちらについては追加はなかったのか。
- スポーツ振興課長：伐採工事 3,189万9,960円については、基本的に伐採が大部分ではあるが、移植等も含まれた数字である。今年度も既存の部分の伐採等が発生するので、計画的にやってまいりたい。
- 柳田委員：もう一度金額を教えてください。また、追加工事はなかったのか。
- スポーツ振興課長：これは追加工事も含めた総額で、伐採工事全体の数字であり、3,189万9,960円である。
- 柳田委員：伐採とか抜根工事は予定どおりだったのか。それともいくらか追加になったのか。
- スポーツ振興課長：伐採については、既存の植栽の部分の本数を計算している。買収した杉の部分も含めて計算した数字でやっているが、当然ながら、ぴったりの数字にはならないので、その場合は変更契約等で対応しており、基本的には計画通り進んでいる。
- 柳田委員：了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

延 会

－ 第2号 －

○会議日時 平成29年9月12日（火） 午前9時30分～午後0時14分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野 晴 夫	副委員長	○	塚 原 良 子
委 員	○	柳 田 柳太郎	委 員	○	高 橋 芳 市
〃	○	野 田 善 一	〃	○	高 山 利 夫
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	山 中 宏 美	教 育 次 長	坪 山 仁
社会福祉課長	手 塚 均	こども福祉課長	落 合 好 枝
高齢福祉課長	小 川 幸 男	健康増進課長	大 島 浩 司
教育総務課長	小谷野 雅 美	学校教育課長	海 老 原 忠
生涯学習文化課長	近 藤 善 昭	文化財課長	山 口 耕 一
スポーツ振興課長	北 條 均		

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局 長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員

○一般傍聴者 1名

発言の申し出

- 社会福祉課長：昨日、柳田委員から依頼があった平成28年度障がい者自立支援給付に関わる件数及び金額について、資料を配付したので確認いただきたい。
- こども福祉課長：まず、病児・病後児保育について、3か年のデータと基準についての資料を配付した。次に、母子家庭等対策支援事業について、市に裁量権があるかどうかとの質疑については、現在、国の基準どおり市の要綱に定めて支給している。市の裁量は可能と思われるが、ほかの事業との兼ね合いもあるので検討が必要であると思う。利用者が少ないことについては、工夫をすな

から周知を行っていききたい。また、説明の中で84万6,000円の給付が1名で、27年、28年の2か年で修了と述べたが、これは誤りである。28年6月に要綱改正があり、上限が36か月、3年ということになったので、この方については、引き続き支給対象となっている。次に、児童館事業の、児童厚生員の設置時期と報酬金額の質疑については、平成11年に定めた南河内町立児童館管理運営に関する規則があり、その第11条に非常勤の児童厚生嘱託員を置くとあり、非常勤のものの報酬に関する条例に月額報酬15万7,500円と規定されていた。28年度決算においても同額であるので、平成18年度の合併時以降、金額については変更がなかったものと思われる。次に、国分寺東小学校の学童保育室の整備事業については、坪単価について指摘をいただいた。そのため、今までの工事、平成26年度に建築した古山小の第二学童保育室と比較したところ、諸経費を差し引いた坪単価ではどちらも75万円程度であり、一般住宅に比較すると高いとは思われるが、学童保育室の建築としては相違なかったため、ここに報告する。

- 野田委員：29年度から児童厚生員を廃止する理由、また、平成28年度まで存置していた理由を伺う。
- こども福祉課長：28年度まで児童厚生員を置いていたのは、非常勤の扱いで週に30時間以内で働いていただいております、町の時代から合併後もそのままの勤務体制で置いていたものと思われる。29年度からについては、実際に児童館、学童保育室、保育園もそうだが、資格のある保育士に、児童館の場合には教職員の資格をお持ちの方でも働いていただけるのだが、実際に人員不足でもあるため週30時間よりも働いていただきたいということもあり、本人たちの要望もある。長く働いていただくためにも一般の臨時職員としての立場にかえたいということもあり、実際に教職員の資格を持っている方がいれば、一ほかの児童館にも厚生員はいないので、一児童厚生員という職員がいなくても運営は成り立つので、29年度から一般の臨時職員にかえて当初予算から計上している。
- スポーツ振興課長：大松山運動公園拡張整備事業に関し、説明を求める質疑を受けたが、繰越明許分5,488万7,000円について答弁が漏れてしまった。正しくは、平成28年度に実施した用地取得、一次造成工事、既存施設の撤去及び伐採工事等で2億5,484万9,303円と、平成27年度から繰り越しをした移転補償費、家屋4件、ビニールハウス1件、計5件の完了払い分5,488万6,574円を合計したものが決算額で、内訳の内容となる。

認定第4号 平成28年度下野市介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出決算認定について【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

2款1項1目 居宅介護サービス給付費

○野田委員：28年度は前年並みだが、推移を見ると年々確実に伸びている。その要因について伺う。

●高齢福祉課長：市の高齢者数全体の伸びがあり、28年度の居宅介護サービス受給者数が全体で1,393人となっているが、前年度は1,326人であり、人数で5%伸びている。そういったことが要因の一つだと思われる。

2款1項3目 施設介護サービス給付費

○塚原副委員長：市内に施設ができることにより、待機者がどのくらい解消されるのか、今後の見通しについて伺う。

●高齢福祉課長：ことし5月に県で調査を行い取りまとめたデータがあり、重複申し込みや亡くなっている方、一部転出した方などを精査した結果、待機者が72人という数字が出た。その後、先月20日時点で同じデータを精査したところ、45人となった。ただし、これには6月と7月に新規で申し込みをした方が含まれないので、これが全てではないと思うが、まほろばの里に地域密着型の特別養護老人ホーム29床が11月開所予定であるため、さらに待機者は減っていくものと思われる。

2款1項6目 居宅介護住宅改修費

○小谷野委員長：住宅の改修で、今回111件出ている。下野市の場合まだ償還払い制を取っているのかどうか確認したい。

●高齢福祉課長：昨年の委員会でもご指摘いただいたと伺っているが、平成29年度からは償還払いに併せて委任払いをしており、その割合が9割近い状況となっている。

○小谷野委員長：了解した。

2款3項1目 審査支払手数料

○高山委員：審査支払手数料が4万9,738件となっているが、認定の際に何回も審査するケースがあるのでこのような件数になるのか。

●高齢福祉課長：この数字は介護認定審査会で審査している件数ではない。審査支払手数料 348万1,660円については、介護サービス事業者が提供したサービス費用の請求内容の審査を行い、その結果に基づき各事業者に支払う業務があるが、その業務を国民健康保険団体連合会に委託しており、その件数に応じた金額ということである。

○高山委員：件数は4万件もあったということか。

●高齡福祉課長：そのとおりである。

○高山委員：了解した。

○野田委員：介護保険料は3年に1回改定があるが、平成30年度がその年である。保険給付費は年々増加しており、それを鑑みると保険料を上げざるを得ないという傾向にあるかと思うが、他方、平成27年度に保険料が改定され、28年度の決算収支では1億9,772万3,000円の黒字になった。平成27年度も1億4,892万7,000円の黒字になったということで、27年度の改定によって財政的にはかなりゆとりがあると思う。これらを勘案し、平成30年度の額に対する考え方をお聞きしたい。

●高齡福祉課長：高齡者保健福祉計画の第6期の最終年度ということで、次年度から3年間の計画を策定中であり、その中で保険料を定めていくという流れとなっている。黒字との話だが、現状を鑑みると、2025年に団塊の世代の方が後期高齡者に入ってくるまでは高齡者数がどんどんとふえていく。保険料を抑えたいという気持ちはあるが、保険料を大きく上げる要因としては新たな施設の開設があるかと思う。そのため、7期計画の策定に向けた委員会の議論の一つとして、新たな施設をつくるかどうかということもある。そういったものを念頭に置きながら保険料の計算をさせていただき、なるだけ抑えたいという気持ちはある。

○野田委員：確認すると、基準額が元になっているわけだが、据え置くのか、若干見直して上げるのか、どのようなお考えか。

●高齡福祉課長：現状で試算をしたところ、5,200円の基準額がプラス400円、5,600円くらいとの結果が出ている。そこまで上げるかどうかということもあるが、据え置くことは難しいのかなと考えている。

○野田委員：決算資料を見ると介護給付費の準備基金が前年度は3億4,200万円あったわけだが、28年度は3億8,300万円である。これはふえればよいというものではないし、このような基金の推移を加味してできるだけ据え置くというような方向性で検討いただければと思う。

●高齡福祉課長：策定委員会の中で議論させていただき、できるだけ上げないようにしていきたいと思う。

○野田委員：介護給付費の推移もさることながら、いろいろな条件を加味して慎重に審議いただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

質疑・意見

[歳入]

歳入合計収入済額

- 高橋委員：収入は847万3,198円で、国民健康保険等から引き落としているのだと思うが、何人ぐらいの保険者から引き落としているのか。
- 高齡福祉課長：介護サービス事業勘定歳入については、被保険者からいただくものではなく、28年度まで直営で実施していた地域包括センターみなみかわちで作成した介護予防サービス計画に対して、国保連合会から振り込まれたものである。
- 高橋委員：国民年金から引き落としているものとは違うのか。
- 高齡福祉課長：年金から引かれている保険料ではない。
- 高橋委員：国民年金から引いている介護保険は、どの項目にあるのか。先ほど収入の所で不用額の所があったので、そこで聞こうと思ったが、総務だということ。昨日通知が来たものは、介護特別ということである。
- 高齡福祉課長：年金から引かれている保険料については、1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料の1節 現年度分特別徴収保険料に含まれている。
- 小谷野委員長：第1号被保険者という総務の案件であるので、他の質疑を受けたいと思う。

- 塚原副委員長：歳入について、監査委員による意見書を見ると、決算額は847万3,198円で、前年度と比べ287万6,684円、51.4%増加している。主なものは、サービス収入738万4,748円となっている。とあるが、この解説をお願いする。
- 高齡福祉課長：決算額の内訳を見ると、サービス収入、先ほどの介護予防サービス計画策定収入が前年度比で220万円ほど伸びている。繰越金も66万9,000円の伸びがあり、51.4%増の数字となった。
- 塚原副委員長：今の話は理解するが、サービスの策定費用だけが伸びているのか。
- 高齡福祉課長：サービス収入ということで、地域包括センターみなみかわちが作成した介護予防サービス計画の件数が伸びたということである。
- 塚原副委員長：伸びたというのはどういう状態で伸びたのか伺う。
- 高齡福祉課長：介護予防サービス計画収入と介護予防ケアマネジメント作成収入ということで、28年度については、それぞれ1,239件、237件という数字が出ている。27年度についてはトータルで1,802件、今年度が2,224件である。27年度と28年度の違いは、28年度は新しい総合事業が開始されたということで、27年度になかった介護予防ケアマネジメント237件が新たに増えたとい

うことである。そのような要因である。

○塚原副委員長：介護予防ケアマネジメントはどのようなことをするのか。

50%も増えたということは、介護予防ケアマネジメントが増えたのだろうが、人数プラス、ということのマネジメントはどういう内容なのか。

●健康福祉部長：高齢福祉課長から説明があった介護予防ケアマネジメントが28年度から総合事業ということで始まり、この後の補正に審査支払手数料ということで介護予防ケアマネジメント費として上げている。今までは介護保険でやっていたものが、総合事業で直接市へ請求が来るということで、包括へ委託し包括から市へ請求して。それまでは、介護保険事業ということで国保連から直接まとまって市へ請求されていたが、総合事業ということで要支援者1、2に対して市町村で実施することになり、その審査について包括センターへ委託することになった。市町村から一括してお願いするという要望が出たので、29年度途中から元に戻り、国保連のほうで審査手数料でやってもらえることになり、28年度だけ包括で審査支払をしたため、増えたということである。

○塚原副委員長：理解した。今後このサービス勘定は、地域包括センターみなみかわちの直営が委託になったので、この事業の会計は全部不要になると書いてあるが、どう変わっていくのか。

●健康福祉部長：みなみかわち包括支援センターについては直営でやっていたが、これからは、にらがわの郷に委託しているのので、国分寺、石橋と同じように活動して行くようになる。

○塚原副委員長：その点は理解しているが、このような事業を議会として。今ここで状況をつかむことができたが、これからつかめなくなるので、今後どのように状況把握というのは変わっていくのか。

●高齢福祉課長：28年度も委託でやっていた石橋と国分寺についてもそれぞれ収入がある。それらについて件数、金額は報告いただいている額が分かる。委託しているのので、収入支出それぞれ決算を出してもらっており、それで確認している状況である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第49号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第3号）【所管関係部分】

質疑・意見

〔歳入〕

質疑なし

[歳出]

3款2項4目 保育園費

- 塚原副委員長：委託料として、保育園福祉サービス第三者評価の費用を計上していただいたことは早急なる対応でありがたいと思うが、150万円の補正を上げたというのは、どのように対象の園を実施していくのか。
- こども福祉課長：今回の補正150万円については、対象園として公立保育園5園全園を今年度中に実施したいと考えている。
- 塚原副委員長：一気にするのか、どのように5園行うのか伺う。
- こども福祉課長：一つの期間に一気にお願いしたいと考えている。受けていただく所で段階的に行うかどうかは詰めていきたいと思うが、年度内に5園実施が可能と伺っているため、5園を今年度中に実施したいと考えている。
- 塚原副委員長：受託事業者はどのように選定するのか。
- こども福祉課長：受託事業者については、栃木福祉サービス第三者評価推進機構に認定された評価機関をお願いしたいと考えている。
- 塚原副委員長：評価機関はたくさんあるが、県内外。こちらがここにお願いというのか、栃木福祉サービス第三者評価推進機構が選ぶのか、そこが受けるのかいろいろあるが、どういうふうにするのか、それによってだいぶ違う。
- こども福祉課長：推進機構では推薦等はないということで、こちらで近隣の状況やホームページ等で公開されているので、保育園に関して今まで受けている実績等を考慮しながら選定したいと考えている。
- 塚原副委員長：それは適切に。ここで、絶対にしないでいただきたいこと、1年に5園は無理である。なぜこのような無謀なことを決めたのか不思議であるが、職員は1園でさえも大量の作業が発生する。職員も同じような認識で評価の資料整理をしていかななくてはならないため、5園を一気にしたらパニックとなる。最初に1園をして、職員が慣れてスムーズに進むということをして2人の職員が納得してから次に2園等の計画を立てて、それでも職員は半年ぐらいは資料整理でかかる、一良い評価を受けるための準備はかかる。今年度中に5園は、職員に負担になるので、継続でも構わないので、直近に民営化する園から始まって、次の園というふうにしていかないと落ち着いた審査を受けることはできないと評価員として思うので、部内で十分に検討願いたい。
- こども福祉課長：第三者評価については、平成20年度にグリム保育園で行い、その後は行っていないが、その評価結果を基にほかの公立保育園が共有し、毎年それぞれの園が自己評価ということで実施している。今回5園を一緒に受けることとしたのは、職員も異動があるが全員が同じ時期に受けていればどの園に行っても、改善点等も共有することもできる。1園ずつの場合には

受けなかった職員は、行く先々で受けないこともある。一斉に受けていればその後5年後ぐらいに受けることが良いと推奨されているが、スタート時点では毎年自己評価を行っているので、それを第三者に評価していただくということで、一斉に受けた方がそれぞれの園の課題も見つかり、職員の反省点等もあるので、保育サービスの質の向上も図られるのではないかとということもあり、今回計上させていただいた。

○塚原副委員長：どうぞ、頑張ってください。

10款5項2目 文化振興費

○小谷野委員長：グリムの森施設整備事業について、どの辺の木を伐採・抜根して駐車場を設置するのか。

●生涯学習文化課長：グリムの館の建物前南側に、お菓子の家の整備を予定している。その南西側の道路沿いに、概ね6台程度の駐車場、6メートルの車路、駐車場からお菓子の家に続く園路を含めた整備を予定している。

○小谷野委員長：グリムの森の西側の道路というと結構狭い道路だと思うが、その道路の拡幅も考えているのか。

●生涯学習文化課長：道路の拡幅は今のところ予定はない。

○小谷野委員長：あとで図面を提出願う。

10款5項4目 資料館費

○高橋委員：風土記の丘の樹木伐採であるが、公園の管理、植木の管理等は一括で1年間の管理を造園組合にまかせてあるということであった。この間の私の一般質問で、そのような方向でやっていくと年間の経費が安くなるという答弁であったが、風土記の丘はこの管理の中に入っていないのか。

●文化財課長：ご指摘のように公園については一括管理でお願いしている。それにより経費の削減を図っているが、今回上げた樹木の管理等になると高木であり、高木は全てが入っていないため一部追加で考えている。特に危険を伴う沿路のそばに関しては早急に対応したいということで、補正とした。

○高橋委員：その都度、危険な場所に関しては追加するというので、管理の中には入っていないと考えていいのか。

●文化財課長：一括管理に入っている部分については、通常管理で必要かと思うが、抜けている部分に関して、特にこの風土記の丘資料館については3年前に移管を受けた際に県で伐採されたが、3年間で伸びたところもあり一部枯れた部分もあるため、その部分に関しては通常管理に入っている部分とそうでない部分と微妙なところがある。特に危ない部分に関しては危険を回避するというので予算を計上した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第52号 平成29年度下野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

〔歳出〕

6款2項1目 一般会計繰出金

- 野田委員：繰出金について、3,685万7,000円が補正に上げられ、一般会計へ繰り出しということになっている。歳入を見ると、当初予算であると5,000万円を基金に繰り入れることになっていたが、補正で同額を減額している。歳入歳出は連動していると理解してよろしいか。
- 高齢福祉課長：連動はしていない。一般会計からの繰入金があったが、給付費・職員給与分事務費・地域支援事業、これらの28年度決算に伴い、一般会計に戻すということである。
- 野田委員：現在の基準額、介護保険料でもどうにか平成30年度から向こう3年はやっていけるのではないかと私は思っているので、その点も加味して第7期に臨んでいただきたいと思っている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第61号 工事請負契約の締結について

質疑・意見

- 高橋委員：入札してこの金額であるが、今後の追加の金額についてはどのくらいみているのか。
- スポーツ振興課長：全体事業費を26億3,400万円としている。現在、28年度の決算・29年度の当初予算を合わせると、全体で17億9,108万4,000円を消化している状況である。30年度については、31年3月を整備の完了としており、30年度には、設計ベースで8億4,272万4,000円を予定している。合計額で26億3,380万8,000円となり、26億3,400万円の中には収まる予定である。また、追加工事等については、昨日お話ししたように、殻等が見つかった場合の撤去処分など、そういった不測の事態がなければ、このまま予算内に収まると考えている。
- 高橋委員：殻が出るか否かについては、発掘調査をやれば大体見当がついているのではないと思うが、文化財の発掘調査などの結果であるのか。
- スポーツ振興課長：発掘調査については28年度に実施しており、その際にも、

殻等が出たわけである。今年度と来年度の予定箇所については、発掘調査は既に終わっており、先ほど申し上げたとおり、造成工事の際に土に埋まっているもので整備に支障が出た場合には、撤去や処分が必要になるということである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 — 執行部退席

陳情第4号 県立高等学校入学選抜で再募集を実施することを求める意見書にかかわる陳情

[陳情者代理人の趣旨説明]

- 陳情者代理人：栃木県立全日制高校の入試については、特色選抜制度と一般選抜制度の2回受ける機会があるが、それでも定員が埋まらない高校がいくつもあり、毎年定員を埋められない高校もある。私たちは、定員が埋まっていない学校があるならば、行きたい子どもたちに2回目のチャレンジで入学させてあげたいと思っている。例えば、この4月の入試で定員割れの総数は201名であり、例年県内の学校全体で大体200名くらいの定員割れが出ている状況である。お金の話をしてはどうかとは思いますが、授業料がいま9,900円であり、1万円とすれば年間12万円、200人ということ言えば、入ってくるべき2,000万円以上の収入が栃木県に入ってこないということになる。さらに、県教育委員会では、高校はある程度の学級規模ということで定員を40人にしているが、これらの学校ではそういった規模を維持することができない。さらに、ご存知のこととは思いますが、日光名峰高校や馬頭高校などでは、特例ということで今まで4学級以上としてきたのを3学級以上ということで、県教委では方針として定めている。ただし、私たちとしては、そうやって定数を減らすのではなく、いままでの4学級という定められた定員を埋めてこそ、その学校は存続していけるのではないかと考えている。この陳情は、県内市町において、4月の議会と6月の議会にかかっており、塩谷町議会と那須烏山市議会が採択をしてくれているが、残念ながら、ほかの議会については採択には至っていない。子どもたちが合格できる、学べる県立学校がせつかくあるのだから、栃木県でも多くの子どもたちが当たり前のように県立高校で学べるように、ぜひ下野市議会でも採択いただけるよう心からお願いしたい。

質疑・意見

- 柳田委員：この件については栃木県へ提出するのが当然であり、県へも提出されていると思うが、結果はどうであったのか。
- 陳情者代理人：県議会にもこの4月に同様の陳情を提出している。県の教育委員会に対しては、地方公務員法で認められている職員団体として、毎年県の教育長も出席のもとで交渉を行っており、毎年再募集を行うことについて交渉事項として要求はしているが、いまだ受け入れてくれない状況である。組合としての交渉事項と県議会への陳情ということで行っている。
- 野田委員：陳情の内容を拝読すると、県立高校ファーストかなという感じを持った。栃木県ではやはり県立高校優位というか、そしてまた子どもたちもそのような傾向があるかと思うが、一最近ではまた違っているのかとは思いますが、一私立の高校も当然県内にあるが、高校の教育課程における私立高校の存在についてはどのようにお考えか。
- 陳情者代理人：私立高校は建学の精神に則って学校運営をするというものだと思う。言われることは当然だと思うが、県の教育委員会としても各学校の定数を定めていて、一その定数を場合によっては宇都宮市内の工業系商業系の場合には高倍率のために1人くらいずつ定員を上回って入学を許可しているところもあるが、一それをもとに私立学校も定数を決めていて、過日の新聞報道では私立高校の定数は7,000名ということで予想されている。そういうわけで定数は決まっているので、いま割れているところもあるが、埋まっていることも当然あるわけで、それは私立高校と県立高校との共存があつて然るべきと思う。私立高校を選んで、学費が高いところについての私学助成というか、いろいろな措置で子どもたちに多様な高校教育を保証するのも考え方かなと思っている。いま、総理大臣も教育の無償化ということを行っているので、すべての高校を、希望する教育を受けられるということに進めば、私たちはなおいいかなと思う。
- 野田委員：県内の私立高校を見ると、進学に力を入れたりとか、スポーツに力を入れたりとか、存立、あり続けることについて、いろいろな経営努力をしてきたと思う。県立高校もいろいろと特色を出して、例えば、馬頭高校だと水産学部を設けるなど、そういった動きが一部にはあると承知してはいるが、私立高校に比べて、県立高校は内部努力・経営努力が少し弱かったのではと私は感じている。そのことについて、どうお考えか。
- 陳情者代理人：私は佐野に住んでいるが、私が高校生のところと比べると、佐野日大高校など、昔のことは想像できないような変わり方と言いうか、努力をしているとは思いますが、県立高校は人事異動もあり、財政的制約もある中で、県教委のリーダーシップのもと、学校はそれぞれの策を打ち出していると思う。

- 高山委員：いまの入学選抜は、全日制・定時制・通信制があつて、それぞれ試験日が重ならないようになっている。試験の段階でそれぞれ何回か模擬試験を受けながら、希望校を目指して勉強すると思う。例えば、倍率が高い高校に落ちた人が、第2希望もダメで行くところがなくてと、そういった子たちも行くようにしたいというお考えと思うが、いかがか。
- 陳情者代理人：そういう考え方に近い。例えば、高校の難易度もあるし、運にもよるし、本当ならできそうなのに体調が悪かったということもある。そういう生徒が、例えば定員が割れている高校が再度募集してくれれば、そういう学校に行って新たな気持ちで取り組んでその学校をリードしていく、そういう生徒がいなくても限らないと思う。また、それはそれでその高校の活性化にも繋がっていくのではないかと、高校生も新規まき直しという気持ちになるのではないかと思う。
- 高山委員：定員が満たないような高校は、得てして交通の便が悪いところが多いと思う。やはり都市部の学校というのは競争率が高く、実際に石橋高校などは地元でもなかなか行けない状況である。そういったところから辺鄙なところへ行くという希望者はいるのか。
- 陳情者代理人：現実に行われていないので開けてみないとわからないかもしれないが、いろいろな場面の出会いがあると思うので、行きたい高校に行けなかったかもしれないが、それはまた新たなチャレンジのエネルギーになるのではないかと思う。確かに言われるとおり、石橋高校のように進学実績が高く倍率が高いところについては私もそう思うが。それぞれの高校生が新たな気持ちで頑張れるということで、いずれにしても県立高校は経済的負担が低いので、ぜひその後押しをしてあげられればと思う。
- 塚原副委員長：ここに列記された高校について、定員割れの原因は何だと思ふか。
- 陳情者代理人：交通の便が良くないとか、地域の生徒数の減少などもあるだろうし、あるいは私立高校に自ら行く生徒もいるかもしれない。
- 塚原副委員長：定員割れを起こす高校には何らかの原因がある。列記した高校は、ある程度のレベルの子は入れない、落とすということで、基準が決まっていると思うが、いかがか。
- 陳情者代理人：定員割れということ言うと、今年と一昨年において、足利高校は定員割れしている。また、私の出身である佐野高校も、中高一貫校にして定員が埋まらなかったことが何年かあった。それぞれの事情があるのだろうが、その時は足利女子高校が1.1倍以上、足利南高校普通科も1.5倍以上であるので、普通科という枠で言えば定員は超えるのだと思う。定員が割れて

しまうということは、確かにに学校の努力不足ということもあるし、生徒を引き付けるといふことも大切だと思う。しかし一方で、県立高校は税金をつぎ込んで、すべての子どもたちに高校教育を保証するということであり、各地に高校を置く、あるいは私の高校時代には、同じ教室を定時制の生徒たちが使っていたということがある。基本的に公立高校には多くの子どもたちの中期高等教育を保証するという大事な役割があるので、あらゆるところに高校をつくってきたのだと思っている。私は、その役割はいまも大事な役割だと思っている。

- 塚原副委員長：この陳情の考えとして、一度落ちた高校を再受験できるということも含まれているのか。この括りからすると同じだと思うが、いかがか。
- 陳情者代理人：それも有り得るかと思う。県教委の選抜方針は、なるべく多数の生徒たちを合格させるものとする、というものである。定員割れしている高校であっても、現実に不合格としていることもある。もう一度受けて、場合によってはまた同じように不合格になるかもしれないが、それはそれで結果だと思う。
- 塚原副委員長：では、機会を与えるための再受験ということと、定員割れを防ぐための再受験ということの両方のための陳情ということだと思うが、例えば、定員割れということは、他地方から子どもを呼び込むための再受験ということだと思う。ただ受験させましょうと声をあげるだけではなく、受け入れる体制を整えることを提言してこそ、これが生きてくると私は考える。
- 陳情者代理人：それはそれぞれの町もあるだろうが、県立高校であるので、県の予算でやっていくことだと思う。ほかの県は再募集を当然のようにやっている。栃木県では1回失敗するとそれきりであるが、現実に埼玉県では、2次募集・3次募集までやっていて、多くの子どもたちを公立高校に入れるという方針を持っている。まず、栃木県はその方針を持っていないということをとて残念に思う。茨城県に近い芳賀郡や野木町などでは、栃木県の入試を失敗して、茨城県の2次募集に合格をしているということがある。栃木県教育委員会もそういう立場にぜひ立ってほしい、それが一番の願いである。

— 趣旨説明終了 — 陳情者退席

- 小谷野委員長：それでは、審査を行う。本件について意見がある方は発言願う。
- 柳田委員：試験に落ちて高校に入れぬ人は、毎年どのくらいいるのか。
- 小谷野委員長：その数については非常に難しい。県立高校を落ちている人は当然いると思うが、県立高校だけでなく私学も何校か受けていると思う。
- 高山委員：定員割れしている学校でも、最低レベルの線は持っているだろう。
- 小谷野委員長：どこでも持っていると思う。

- 高橋委員：これらの高校を見ると、過疎というか、だんだん人口減になってきていて、さらに宇都宮などに進学したいという子が多いのだと思う。それで定数を満たすためには、交通の便や宿泊施設とか、そういったことを整備しない限り、私立に負けてしまうと思う。
- 塚原委員：交通の便が悪いところへは、例えば下宿させてあげると言っても、お金をそこまでかけるならば私立に行ってしまうと思う。そういうことを考えると、再募集したとしてもどういう意味があるのかと思う。
- 高橋委員：下野市には合わない。下野市から益子や茂木には行かないと思う。例えば、青藍泰斗などは、辺鄙なところにあってもそれだけの施設を備えていて、通学バスも出ているので県外からも集まってくるということがある。
- 野田委員：高校を含めて、学校の存続は地域の切実な問題で、最重要課題であるということはある。先ほど趣旨説明にあったように、全ての地域に高校を設置して、辺鄙な地域に住んでいる子にも高校の教育を受ける機会を設けるということはある。しかし、第二次ベビーブームの受け皿として県立高校を乱造したことは、その当時としての合理的な判断だったとは思いますが、我々の想像以上に少子化が急速に進んでいるという現在の時代状況に鑑みると、合理化することもやむを得ないと思う。確かに県立高校は、定員に対して教員の配置とか公費が投入されているのだから、定員割れしてしまうということになると公費が有効に使われないということもあるが、それなら再編すればいい。私はやむを得ないと思う。
- 塚原副委員長：小学校の統廃合ではないが、高校も統廃合をして、そこにバスを走らせて高校生を通わせるような時代がくるかと思う。そうすれば地域の方もバスに乗ることができるし、そちらの方向に、これから何年後かには行くのかと思う。
- 小谷野委員長：今までの各委員の意見を聞いていると、入試で再募集の形をとっても効果的ではないという意見だと思う。ただし、今回の陳情に関しては、特色選抜と一般選抜のほかに、合格発表があった後にもう一度募集をかけるべきだというものであるが、それに対しての意見を伺いたい。
- 柳田委員：浪人として高校に行けない人がどのくらいいるのかわからないが、いるならば、やはりそういう教育の機会は与えてあげるべきだと思う。
- 小谷野委員長：高校浪人する人というのは、この高校に行きたいという気持ち強い人であるので、定員割れしている高校を受験するということはないと思う。定員が埋まっている高校は再募集をしない。
- 高橋委員：再募集することになった場合、これらの高校にどれだけの効果があるのか。その学校にあった人数の中学生が、どれだけ再受験するのかだと思うが。
- 柳田委員：行政も協力して宿舎をつくるなどしないと、これはできない。

- 小谷野委員長：実際問題で、旧栗山村については地元で高校がなかった。それで、通学できないので今市のほうに村として寮をつくって、親元を離れてということがあった。今もあるかどうかはわからないが、県内にもそういう地域がある。高校の試験に落ちて、浪人して次の年に再度受けるという人は、
- 野田委員：やはりある程度、生徒にしろ高校にしろ、適度の競争原理は必要だと思う。過度な競争原理を教育に取り入れるのはいろいろな弊害があるが、定員が満たないから定員を満たすべく再募集を認めるということは、問題の根本解決には至らないと思う。弥縫策というか、その場しのぎの対応になってしまうのではないかと思う。再募集して若干ふえたとしても、何年経っても定員割れはずっと続くのではないかと思うので、統廃合もやむを得ないのではないかと私は思う。
- 高山委員：2次募集については、入試の時点で進路指導とか、家族や親の関わりなどいろいろあるので、こういった面から根本的に改善していかないと、なかなか難しいと思う。
- 塚原委員：先ほども申したとおり、交通の便が悪いところが2次募集をしたとしても、果たして時間をかけて通って、もしかしたら下宿をしなくてはならないような状況があったとしても、そのお金で私立に行くということもあるし、もし2次募集を求めたいのであれば、子どもが喜んで、それであっても通いたいという高校になるよう、これまで自らどういう考えで努力してきたかということが問われると思う。であるから、この少子化時代にあっては、交通状況が悪くて定員割れするというのは避けられない。統廃合・再編、それから例えば寄宿舎を建てるとか、スクールバスを運行するとか、そういった方向にだんだんシフトしていくことを念頭に置きながら、定員割れということに対して、高校を運営していく上で学校ができる限りのことをしていったらいいと思っている。
- 小谷野委員長：皆さんの意見は、高校の立地条件や少子化などが問題なのであって、定員割れをしている高校については、再募集を実施してもおそらく解決につながらないのではないかということだと思う。この陳情の趣旨内容は、この意見書を県の教育委員会に提出してくださいということであるが、採択とすべきか、不採択とすべきか、また継続審査としてじっくり考えるべきか、皆さんの意見を伺う。
- 高橋委員：趣旨採択である。その地域から出ていってしまってその高校を選んでいないという感じも受けるし、人口減少ということもあると思う。下野市からこの学校へ行く子どもたちがいるかと言えば、多分いないと思う。
- 柳田委員：できれば教育の機会は与えてやりたいということで、採択である。
- 野田委員：不採択と考える。理由は今まで話したとおりである。
- 高山委員：趣旨はわかるが、今の段階では状況を鑑みると不採択である。

- 塚原副委員長：いまこの陳情を採択としたところで、2度受験させることによって定員割れを止められるかということについて、効果があるかどうか私自身は確信できない。また、再受験を認めるとなると、受験にかかる期間が長くなって、中学校の事務処理や負担がふえるということもある。今回は不採択とさせていただき、自分自身で検証していきたいと思っている。
- 小谷野委員長：皆さんの意見を伺ったところ、採択が1人、継続が1人、不採択が3人ということで、3種類の意見が出ているが、不採択の意見が多いようなので、もしくは不採択とすべきことに賛成か決を採りたい。

— 採決 —

不採択とすべきもの 3 採択とすべきもの 1 継続審査とすべきもの 1

採決の結果、賛成多数により、不採択すべきものと決す。

閉 会